

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年2月28日(2023.2.28)

【国際公開番号】WO2020/017618

【出願番号】特願2020-531372(P2020-531372)

【国際特許分類】

A 61K 8/894 (2006.01)

A 61Q 19/00 (2006.01)

【F I】

A 61K 8/894

A 61Q 19/00

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年2月17日(2023.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

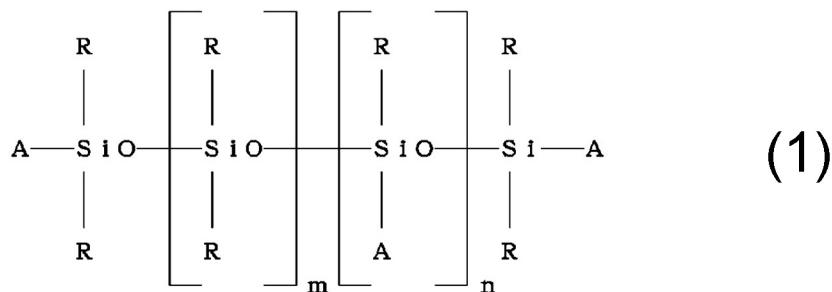
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(A) 0.5~1.5質量%の下記式(1)：

【化1】



20

30

[式(1)中、Aはメチル基、フェニル基及び一般式： $-C_3H_6O(C_2H_4O)_a(C_3H_6O)_bR'$ （但し、R'は水素原子、アシル基、および炭素数1~4のアルキル基からなる群から選択される基であり、aは5~50の整数であり、bは5~50の整数である）で示されるポリオキシアルキレン基からなる群から選択される基であり、3つのAのうち少なくとも1つはポリオキシアルキレン基であり、Rはメチル基またはフェニル基であり、

mは50~1000の整数であり、

nは1~40の整数であり、

分子中にポリオキシアルキレン基を40質量%以上含有し、且つ分子量は30000以上である]

で示される高分子量ポリエーテル変性シリコーンから選択される少なくとも1種；

(B) 0.5~1.5質量%のHLBが2~5のシリコーン界面活性剤（ただし、前記(A)に該当するものは除く）；

(C) 1.0~2.0質量%の有機変性粘土鉱物；

(D) 72~83質量%の水相；及び

(E) 1.5~2.4質量%の油剤、を含有し、

前記(E)油剤が、(e1)非極性炭化水素油及び低極性炭化水素油から選択される少な

40

50

くとも 1 種の炭化水素油と、(e 2) 少なくとも 1 種のシリコーン油とを含み、  
前記(e 1) 炭化水素油と前記(e 2) シリコーン油の合計配合量に対する(e 1) 炭化  
水素油の配合量の比率 [ (e 1) / { (e 1) + (e 2) } ] が 0.3 ~ 0.65 の範囲  
内であることを特徴とする、油中水型乳化化粧料。

【請求項 2】

(e 1) 非極性炭化水素油及び低極性炭化水素油から選択される少なくとも 1 種の炭化水  
素油が、常温で液状であり I O B 値が 0.15 以下の炭化水素油である、請求項 1 に記載  
の化粧料。

【請求項 3】

常温で液状であり I O B 値が 0.15 以下の炭化水素油が、ステアリン酸ステアリル、ミ  
リスチン酸オクチルドデシル、パルミチン酸オクチル、2-エチルヘキサン酸セチル、オ  
クタン酸セチル、トリイソステアリン酸トリメチロ-ルプロパン、イソノナン酸イソトリ  
デシル、軽質イソパラフィン、軽質流動イソパラフィン、流動イソパラフィン、流動パラ  
フィン、及び - オレフィンオリゴマーからなる群から選択される少なくとも 1 種である  
、請求項 2 に記載の化粧料。

【請求項 4】

(e 1) 炭化水素油及び(e 2) シリコーン油の合計配合量が、(E) 油剤の全質量に對  
して 80 質量 % 以上である、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の化粧料。

10

20

30

40

50